

岐阜県愛のともしび基金事業費補助金交付要綱

(総 則)

第1条 県は、社会福祉事業の振興と充実を図るため、社会福祉法人その他知事が助成を必要と認める福祉活動を行う非営利団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、社会福祉法人等とする。ただし、法人格のない団体については、原則として、会則、規約等を有し、5名以上で構成された組織であって、毎年度事業予算を作成し、決算が行われているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者となることができない。

- (1) 市町村、特別地方公共団体、市町村社会福祉協議会及び地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的とする社会福祉事業団等
- (2) 補助金の交付を受けようとする年度、又はその前年度若しくは前々年度にこの補助金の交付を受けた者
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の前年度の決算において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第3項第4号に規定する社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (5) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (6) 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (7) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (8) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (10) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(補助対象事業等)

- 第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率並びに補助限度額は、別表1に掲げるとおりとする。
- 2 補助対象事業は、毎年4月1日以降に開始し、翌年3月31日までに完了するものとする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、別表1に掲げる補助対象事業ごとに、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と補助限度額とを比較していずれか少ない方の額の範囲内の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとし、別表2に掲げる書類を添えるものとする。
- 2 補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(事業の着手時期)

- 第6条 補助対象事業の着手は、補助金の交付の決定のあった日以後でなければならない。ただし、事業の性質上又はやむを得ない事由がある場合においては、この限りでない。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手しようとするときは、あらかじめ補助金交付申請書に、事前着手届出書（別記第1号の2様式）を添えるものとする。

(補助金の交付決定)

- 第7条 知事は、補助金の交付の決定に当たっては、岐阜県愛のともしび基金補助事業審査会（以下「審査会」という。）の審査に付するものとし、審査会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(補助金の交付の条件)

- 第8条 補助金の交付の決定をする場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。
- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更（各経費の増減が、補助対象経費の20パーセ

ント以内の場合を除く。) をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

- (2) 補助対象事業の内容の変更(補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部変更の場合を除く。) をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。
- (5) 補助金の交付を受けようとする年度の前年度の決算に誤りがあり、社会福祉充実残額が生じることとなる社会福祉法人は、速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項第1号から第3号及び第5号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第2号の承認 補助事業変更承認申請書(別記第2号様式)
- (2) 前項第3号の承認 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)
- (3) 前項第5号の報告 社会福祉充実残額報告書(別記第8号様式)

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して20日を経過した日又は当該補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

なお補助対象事業の完了の日は、支払が完了した日とする。ただし、補助事業活動が支払後も継続している場合は、3月31日までの間で活動が完了した日をもって補助対象事業の完了の日とする。

- 3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税が明らかになった場合は、別記5号様式により、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第5号様式及び別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 5 前項の規定による報告は、実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度の6月15日までにを行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合は、実績報告書を提出した翌年度の末日までに報告するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 請求書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

(暴力団の排除)

第12条 規則第4条の規定による申請があった場合において、申請者が第2条第2項第4号

から第11号までの規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けたものが第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第13条 補助事業者は、補助対象事業により整備した施設、設備又は備品については、補助対象事業である旨の表示をし、台帳に記録するとともに、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図るものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第21条第2号及び第3号の知事が定める財産は、取得価格が一件当たり30万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の定める耐用年数に相当する期間とする。ただし、同省令に定めのない財産については、知事が別に定める。

(書類、帳簿等の整備及び保存)

第15条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助対象事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成22年11月1日から施行し、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

第2 経過措置

- 1 第2条第2項の規定に「前年度にこの補助金の交付を受けた者」とあるのは、平成22年度分の予算に係る補助金においては、「平成21年度に財団法人愛のともしび基金補助事業に係る補助金の交付を受けた者」と読み替えるものとする。
- 2 平成21年度までに、財団法人愛のともしび基金補助事業に係る補助金の交付を受けた事業については、本要綱の第14条、第15条及び第16条の規定が適用されるものとみなす。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成23年3月28日から施行し、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。

第2 経過措置

平成22年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成25年3月25日から施行し、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

第2 経過措置

平成24年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成26年3月10日から施行し、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

第2 経過措置

平成25年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成29年3月24日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

第2 経過措置

平成28年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表 1

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 社会福祉法人等施設整備事業	左の1から6の事業に要する経費から、知事が別に定めるところによる補助金の交付の対象とならない経費、その事業に対する寄附金等（20万円以上のものに限る。）を控除した額	1/2以内	1,500千円
2 社会福祉法人等備品整備事業		1/2以内	750千円
3 社会福祉法人等調査・研究開発事業		1/2以内	500千円
4 社会福祉法人等啓発事業		1/2以内	500千円
5 福祉活動団体育成事業		1/2以内	500千円
6 その他の事業		1/3以内	500千円

別表 2

愛のともしび基金事業費補助金交付申請等添付書類

事業区分	添付書類
1 別表1 1の項に掲げる事業	工種別設計書 平面図 構造図 施行箇所を明示した位置図、写真
2 別表1 2の項に掲げる事業	機械器具の型式等の説明書 配置場所を明示した位置図
3 別表1 3から6までの項に掲げる事業	事業活動計画等の説明書